

生駒市条例第 25 号

生駒市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 6 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 1 条 生駒市個人情報保護条例（平成 10 年 3 月生駒市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「個人情報の開示等」を「保有個人情報の開示等」に改める。

第 1 条中「かんがみ」を「鑑み」に、「に係る個人情報」を「に係る保有個人情報」に改める。

第 2 条に次の 3 号を加える。

(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第 7 条第 3 項各号列記以外の部分中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第8条の見出しを「（保有個人情報の利用の制限）」に改め、同条各号列記以外の部分中「個人情報を」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に改め、同条第5号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、当該実施機関の内部で個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、当該実施機関の内部で個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報を利用することができる。ただし、当該実施機関の内部で個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報を利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第9条第1項各号列記以外の部分中「個人情報を」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に改め、同項第5号及び同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第10条中「個人情報」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）」に改める。

第11条第1項中「個人情報を」を「保有個人情報を」に改め、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項中「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

第13条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

「第3章 個人情報の開示等」を「第3章 保有個人情報の開示等」に改め

る。

第14条の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第1項中「公文書に記録されている」を「当該実施機関が保有する」に、「個人情報」を「保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この章において同じ。）」に改め、同条第2項中「認めるとき」の次に「（保有特定個人情報にあつては、本人が未成年者若しくは成年被後見人であるとき、又は本人の委任があるとき）」を加える。

第15条（見出しを含む。）及び第16条（見出しを含む。）中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第17条の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第1項中「公文書に記録されている」を「当該実施機関が保有する」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第18条及び第19条を次のように改める。

（保有個人情報の削除の請求）

第18条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報の削除（以下「削除」という。）を請求することができる。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されているとき。
- (2) 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。
- (3) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- (4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に記録されているとき。

2 第14条第2項の規定は、削除の請求について準用する。

(保有個人情報の利用等の中止の請求)

第19条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に係る保有
個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定め
る措置を請求することができる。

(1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利用の中止

ア 第7条の規定に違反して収集されているとき。

イ 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。

ウ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されていると
き。

エ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに
記録されているとき。

(2) 第9条第1項又は番号法第19条の規定に違反して提供されていると
き 当該保有個人情報の提供の中止

2 第14条第2項の規定は、前項に規定する利用又は提供の中止（以下「利
用等の中止」という。）の請求について準用する。

第20条第1項第2号及び第2項、第21条第6項並びに第22条第2項中
「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第26条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1
項の次に次の1項を加える。

2 保有特定個人情報については、法令又は他の条例に開示に関して規定され
ている場合であっても、この条例の規定による開示を行うものとする。

第30条中「個人情報を」を「保有個人情報を」に改める。

第31条及び第33条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第2条 生駒市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 情報提供等記録 番号法第 2 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第 8 条の 2 第 2 項本文中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 1 8 条第 1 項中「保有個人情報が」を「保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が」に改める。

第 1 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第 2 2 条の次に次の 1 条を加える。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第 2 2 条の 2 実施機関は、前条第 5 項の規定により訂正（情報提供等記録の訂正に限る。）を実施した場合において必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 1 9 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第 2 3 条第 1 項中「前条」を「第 2 2 条」に改め、同条第 2 項中「前条第 2 項」を「第 2 2 条第 2 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 7 年 1 0 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正）

- 2 生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成 9 年 1 2 月生駒市条例第

27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「個人情報(」を「保有個人情報(」に、「第2条第1号」を「第2条第5号」に、「個人情報をいう」を「保有個人情報をいい、保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む」に改め、同条第6項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第9条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。